

## 「Art Beat Cafe NAKANOSHIMA」貸切利用規約

「Art Beat Cafe NAKANOSHIMA」貸切利用規約(以下「本規約」という)は、朝日放送グループホールディングス株式会社(以下「当社」という)が所有し管理する「Art Beat Cafe NAKANOSHIMA」(以下「本店舗」という)の貸切利用に関し、当社及び当社から本店舗の運営を受託する株式会社 RETOWN (以下「運営受託会社」という)と、貸切利用者(以下「利用者」という)との間の権利義務関係を定める。

### 第1条(本店舗の貸切利用に関する条件)

1. 利用者は、本規約のすべてに同意し署名捺印をした本規約及び別紙の利用申込書を、当社及び運営受託会社で構成する事務局(以下「事務局」という)に電子メールまたは郵送で提出の上、第3項に記載の貸切利用料の金額を、次条のとおり支払うことにより、申し込みを行うものとする。
2. 貸切の利用時間は、9:00~22:00 の間で連続する 10 時間または 5 時間とする。搬入、撤収及び本店舗の原状回復は、利用時間を含むものとする。利用者は、退出前に事務局立会いの上、原状回復の確認を行うものとする。
3. 利用者は、貸切利用料として、次のとおりの金額を事務局に支払うものとする。  
1日あたり 10 時間利用:77,000 円(消費税込)  
1日あたり 5 時間利用:49,500 円(消費税込)  
上記を超えた時間について:1 時間あたり 11,000 円(消費税込)
4. 前項の貸切利用料により、利用者が利用可能な本店舗の設備は、別紙のとおりとする。
5. 利用者は、別紙に記載の音響関連設備を使用する場合は、必要なPAオペレーターを、自ら手配するものとする。別紙に記載のステージ照明関連設備を使用する場合は、調光は利用者または PA オペレーターでおこなうものとする。
6. 利用者は、第 4 項に記載の本店舗の設備以外の貸切利用に必要な機材、備品を、自らの費用で搬入・搬出・設営・撤去における必要な人員を含め手配し持ち込む。ただし、第 4 条第 4 項乃至第 7 項の禁止事項に記載の持ち込みはできない。
7. 利用者は貸切利用中にゴミや廃棄物を出し、事務局が利用者に持ち帰りを求める場合、それに対応しなければならない。
8. 利用者が、搬入や設営時に持ち込んだダンボールや緩衝材等は、撤去や搬出の際に必要な場合に限り、事務局が指定の場所にて指定の範囲内でのみ仮置きを許可する。
9. 利用者は、貸切終了後、本店舗を自らの費用及び責任において原状に回復するものとする。利用者が原状回復を行わない場合は、事務局が原状回復を行い、その作業に伴う一切の費用を利用者に請求する。
10. 利用者または利用者の関係者の不注意その他によって本店舗の設備に損害が生じた場合は、事務局は利用者に損害賠償を請求する。
11. 利用者は、以下の内容を遵守する。
  - (ア) 展示を行う場合、事務局に事前に展示計画、図面等を提出し、事務局の許可を得る。
  - (イ) 社会通念に照らして品位に著しく欠ける展示または行為、公序良俗に反する展示または行為、特定の企業、団体及び個人を非難、攻撃または妨害する展示もしくは行為、18 歳未満の視聴が禁止されている成人向けコンテンツの展示または行為、並びに来場者等の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたすおそれのある展示または行為を行ってはならない。事務局が、事務局の判断において展示または行為について中止を求めた場合、利用者は中止しなければならない。

- (ウ)利用者以外の著作権、著作人格権及び肖像権などの各種権利を侵害する展示または行為を行ってはならない。事務局が、各権利の遵守のために適切と判断し、展示または行為の中止を求めた場合、利用者は中止しなければならない。
- (エ)特定の政治的、宗教的、思想的な主張を含む展示または行為を行ってはならない。事務局が、事務局の判断において展示または行為の中止を求めた場合、利用者は中止しなければならない。
- (オ)音響関連設備を使用する場合、貸切利用中に発する音のレベルは、PA卓位置で95dB平均かつ最大100dBまでとし、その規制を遵守する。音響関連設備を使用せずに音を発する行為の場合、事務局が近隣に迷惑を及ぼすと判断し行為の中止を求めた場合、利用者は中止しなければならない。
- (カ)本店舗において、作品制作を行う場合は、事務局に事前に書面による相談の上、事務局が許諾する内容において行うものとする。事務局に無断で絵の具やスプレー等を使用し、本店舗の汚損・破損があった場合、故意、過失にかかわらず利用者が清掃費、補修費等を負担する。
- (キ)本店舗内への介助動物以外の動物(生死を問わず)の持ち込みを行うことはできない。ただし、事務局に事前に書面による相談の上、事務局が許可した場合は、この限りではない。

12.貸切利用中における本店舗での飲食の発注については、別紙のとおりとする。

13.本店舗、本店舗内控室及び当社の敷地内は、禁煙とする。

14.利用者は、消防法規等の法令及び本規約を遵守するとともに、貸切利用によって本店舗に来店する来場者に対し安全な運営及び管理を行うものとする。

## 第2条(貸切利用料の支払いと利用の決定)

利用者は、前条第3項に記載の金額を、事務局が発行する請求書に記載の期日までに、事務局が指定する銀行口座に振込にて支払う。なお、振込手数料は利用者の負担とし、事務局が当該振込を確認できた時点で、本店舗の利用が決定する。

## 第3条(キャンセル、変更及びキャンセル料の支払い)

1.利用者は、貸切利用が決定した後にキャンセルまたは貸切利用の日程・内容等を変更する場合、速やかに事務局に連絡するものとする。

2.キャンセルの場合、前項の連絡を行った日付により、利用者は事務局に対し以下の通り、キャンセル料を支払う。

①貸切利用日の10日前から6日前まで:第1条第3項に記載の金額の30%

②貸切利用日の5日前から2日前まで:第1条第3項に記載の金額の50%

③貸切利用日の前日:第1条第3項に記載の金額の80%

④貸切利用日の当日:第1条第3項に記載の金額の100%

3.前項に記載のキャンセル料が発生する場合は、事務局は、利用者が支払った貸切利用料からキャンセル料に相当する金員を充当するものとする。前項①乃至③の場合は、事務局は、貸切利用料とキャンセル料の差額を、利用者の指定する銀行口座に振込にて返金するものとする。なお、振込手数料は利用者の負担とする。

## 第4条(禁止事項)

1.利用者は、本規約における契約上の地位及び権利義務の全部または一部を第三者へ譲渡し、承継させもしくは担保に供してはならず、本店舗の貸切利用の転貸し等(賃料等の有無を問わず)を行って

はならない。

2. 利用者は、本店舗の厨房に立ち入り利用することはできない。
3. 利用者は、本店舗のギャラリーエリア等に展示されているアート作品等を移動または撤去することは出来ない。
4. 利用者は、本店舗で調理行為を伴う飲食物の持ち込み販売は出来ない。ただし、飲食物の物販のみ実施の場合は、この限りではない。
5. 利用者は、裸火(熱源が気体燃料、液体燃料、固体燃料及び電気のいずれか)に該当する火気使用設備器具の持ち込み及び使用はできない。
6. 利用者は、消防法で定める危険物品、可燃性ガス、可燃性液体類・固体類及び火薬類等の危険物品の持ち込み及び使用はできない。
7. 利用者は、事務局が本店舗の安全な運営の妨げになると判断する内容の持ち込み及び使用はできない。

#### 第5条(知的財産権等)

1. 本店舗及び本店舗の公式サイト等のサービスを構成する文章、画像、プログラムその他のデータ等については一切の権利(所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティ権等)は、事務局または当該権利を有する第三者に帰属する。ただし、利用者が自ら作成し著作権その他の権利を保有する場合、または権利者から必要な同意を得ている場合を除く。
2. 利用者及びアーティスト等利用者の関係者が保有する著作物の著作権その他の権利に関して発生する模倣等のトラブルについては、事務局は一切の責任を負わない。
3. 利用者またはアーティスト等利用者の関係者の知的財産権の使用に関しては、以下の通りとする。
  - ① 事務局及び事務局に委託された団体、企業、当社と朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社等の当社のグループ会社または広報媒体やメディア等(電波媒体、紙媒体、WEB 媒体等)が、本店舗または利用者の利用内容に関する広報活動を目的とする場合、無償で事前の承諾なく利用者の知的財産権を使用することができるものとする。使用の期間については、特に制限を設けないものとする。
  - ② 利用者またはアーティスト等利用者の関係者が保有する著作物の画像に関して、本店舗または利用者の利用内容に関する広報活動目的以外のいわゆる営利を目的とした使用が想定される場合は、事前に条件などを双方で協議する。

#### 第6条(貸切利用の解除)

1. 利用者が、次のいずれかに該当する場合は、事務局は貸切利用を解除することができるものとする。
  - ① 本規約の各条項に違反した場合。
  - ② 利用者が第7条に記載の反社会的勢力に該当すると事務局が判断した場合。
  - ③ 利用者が事務局の信用を失墜させる行為を行ったと事務局が判断した場合。
  - ④ 利用者が事務局の指示に従わない場合。
  - ⑤ その他利用者と事務局の信頼関係が損なわれたと事務局が判断した場合。
2. 前項の規定により貸切利用が解除された場合は、事務局は利用者に対し、第1条第3項に記載の貸切利用料を返金しないものとする。
3. 前2項の規定は、事務局の利用者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

#### 第 7 条(反社会的勢力の排除に関して)

1. 利用者は、自ら(法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 利用者は、事務局が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
3. 事務局は、利用者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、貸切利用を解除することができる。
4. 事務局が、前述の規定により、貸切利用を解除した場合に、事務局はこれによる利用者の損害を賠償する責を負わず、事務局から利用者に対する損害賠償請求を妨げない。

#### 第 8 条(不可抗力による本店舗の営業の休止、中止または貸切利用の中止等)

1. 事務局は以下の各号に定める場合、本店舗の営業の休止、中止または貸切利用の中止を決定することがある。
  - ①天災地変、疫病、戦争、内乱、テロ、ストライキ、輸送機関・通信回線の事故、行政からの命令、その他事務局の責めに帰すことが出来ない不可抗力によるやむを得ない事情が発生した場合。
  - ②その他、事務局が貸切利用について適切でないと判断した場合。
2. 事務局は前項に記載の場合において貸切利用の中止を決定した場合、中止日数分に相当する貸切利用料を利用者に返金するものとし、返金の金額及び方法は別途協議する。
3. 事務局は前2項に記載の場合における、本店舗の営業の休止、中止または貸切利用の中止による損害の補償は行わない。

#### 第 9 条(機密保持)

利用者は、貸切利用及び本規約の履行に際して事務局から知り得た機密情報を第三者に開示または漏洩してはならず、貸切利用及び本規約の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報についてはこの限りではない。

- ① 知り得た時点で、既に公知であった情報
- ② 知り得た時点で、利用者が守秘義務を負うことなく既に正当に保有していた情報
- ③ 知り得た後、利用者の責によらず公知となった情報
- ④ 利用者が事務局以外の第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- ⑤ 利用者が開示を受けた情報によらずして独自に開発した情報

#### 第 10 条(事務局の義務及び免責)

1. 事務局は、本店舗全体の管理・保全及び安全かつ円滑な運営のため、最善の注意をはらうものとする。
2. 事務局は、利用者またはアーティスト等利用者の関係者の持ち込み備品等、利用者の資産等に生ずる盗難、紛失、損失、破損、損害または利用者の行為による利用者、利用者の関係者及びその他の第三者に生ずる盗難、紛失、損失、破損、損害または人的災害を含む事故などについて、その原因のいかんを問わず、一切の責任を負わないものとする。
3. 事務局は、利用者の義務の不履行による貸切利用の解除に伴い、当該利用者が被るいかなる損害に対して一切の責任を負わないものとする。
4. 事務局は、第 1 条第 4 項に記載の本店舗の設備の不具合等に起因して、利用者に損害を与えたとき

は、第2条に基づき利用者が事務局に支払った貸切利用料相当額を上限として利用者に生じた損害を賠償する。ただし、事務局の故意または重過失により当該損害が生じた場合は、この限りではない。

#### 第 11 条(提供情報及び個人情報)

1. 事務局は、利用者が事務局に問合せ時及び申込書提出時に事務局に提供した情報(以下、「提供情報」という)について、以下の目的で利用することができる。
  - ① 事務局及び本店舗の所有者である当社のグループ会社による本店舗の運営、管理、並びにこれらに付随する一切の業務のため。
  - ② 本店舗に関するすべての紹介、告知(電波媒体、紙媒体、本店舗公式サイトを含む WEB 媒体、本店舗公式 SNS を含む SNS 等)のため。ただし、事務局は、利用者が紹介、告知を拒否する提供情報については、利用しないものとする。
  - ③ 来場者を含む第三者からの問合せへの回答のため。ただし、事務局は、利用者が問合せへの回答を拒否する提供情報については、利用しないものとする。
2. 事務局は、提供情報のうち個人情報について、当社のプライバシーポリシーに基づき取り扱うこととする。

#### 第 12 条 (本規約の変更・追加等)

本規約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、利用者、事務局双方とも誠意を持って解決をはかることとする。

#### 第 13 条 (管轄裁判所)

貸切利用及び本規約に関わる一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

私は本規約の内容について同意し、遵守することを誓約いたします。

年 月 日

利用者代表 署名 \_\_\_\_\_ 会社名・団体名: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 名前 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_